

要求水準書 新旧対照表

No	頁	添付資料	閲覧資料	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	修正前	修正後
1											目次 【添付資料】	＝	資料21 擁壁現況平面図及び擁壁詳細図
2	65		第3章	第1節	1.					1. 業務の対象範囲	事業者は、実施設計図書、建設工事請負契約書、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設（民間収益施設を除く。）の建設を行うこと。また、既存施設の撤去業務として事業予定地の既存杭（本施設の整備に伴い必要な箇所）、擁壁、仮囲い等の解体・撤去、既存樹木の伐採等を必要に応じて行うものとする。 本区が想定する既存擁壁の現況については「資料21擁壁現況平面図及び擁壁詳細図」を参照すること。	事業者は、実施設計図書、建設工事請負契約書、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設（民間収益施設を除く。）の建設を行うこと。また、既存施設の撤去業務として事業予定地の既存杭（本施設の整備に伴い必要な箇所）、擁壁、仮囲い等の解体・撤去、既存樹木の伐採等を必要に応じて行うものとする。 本区が想定する既存擁壁の現況については「資料21擁壁現況平面図及び擁壁詳細図」を参照すること。	
3	70		第3章	第3節	1.				a	1. 既存施設の撤去業務	a既存施設の概要は、「資料11樹木調査結果」、「閲覧資料4世田谷区上用賀公園拡張事業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。	a既存施設の概要は、「資料11樹木調査結果」、「資料21擁壁現況平面図及び擁壁詳細図」、「閲覧資料4世田谷区上用賀公園拡張事業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。	
4	76		第3章	第4節	1.				a	1. 既存施設の撤去業務	a既存施設の概要は、「資料11樹木調査結果」、「閲覧資料4世田谷区上用賀公園拡張事業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。	a既存施設の概要は、「資料11樹木調査結果」、「資料21擁壁現況平面図及び擁壁詳細図」、「閲覧資料4世田谷区上用賀公園拡張事業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。	

※表記の統一等、内容の変更を伴わない軽微な修正は掲載を省略している。

様式集及び作成要領 新旧対象表

N.ο	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
1	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第1節設計業務総則 1. 業務の対象範囲	f必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き（建築基準法第5条の6に規定される工事監理者を含む。）等は、事業者の経費負担により実施する。	f必要となる関係官庁への建築確認申請及び計画通知（以下「建築確認申請等」という。）、許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続きは、事業者の経費負担により実施する。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。
2	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第1節設計業務総則 1. 業務の対象範囲	m設計業務の実施にあたり、事業者は本区が別途選定する本施設の備蓄物資の管理、運搬等を実施する物流事業者の意見を聴取すること。本区は、物流事業者から提出された意見を踏まえ、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲で、事業者に対して当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費等）が発生する場合は、本区が当該費用を負担するものとする。費用の減少が生じたときには、サービスの対価の支払額を減額するものとする。	m設計業務の実施にあたり、事業者は本区が別途選定する本施設の備蓄物資の管理、運搬等を実施する物流事業者の意見を聴取すること。本区は、物流事業者から提出された意見を踏まえ、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲で、事業者に対して当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加費用（設計費用及び建設工事費の他、将来の維持管理費等）が発生する場合は、本区が当該費用を負担するものとする。費用の減少が生じたときには、サービスの対価の支払額を減額するものとする。
3	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第1節設計業務総則 2. 業務期間	設計業務の期間は、本施設の運営開始日をもとに事業者が設定することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき建設工事請負契約書に定めるものとする。事業者は、本区及び関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。	設計業務の期間は、本施設の運営開始日をもとに事業者が設定することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき設計業務委託契約書に定めるものとする。事業者は、本区及び関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。
4	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第1節設計業務総則 6. 設計変更について	本区は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費、建設工事費、将来の維持管理費等）が発生したときは、本区が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、サービスの対価の支払額を減額するものとする。	本区は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用及び建設工事費の他、将来の維持管理費等）が発生したときは、本区が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、サービスの対価の支払額を減額するものとする。
5	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第2節共通事項 2. ユニバーサルデザイン	サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとすること。	建物内を含め本施設には統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとすること。
6	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第2節共通事項 7. 設計説明会の開催	f設計説明会で提出された意見を踏まえ、本区は、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲で、事業者に対して当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費等）が発生する場合は、本区が当該費用を負担するものとする。費用の減少が生じたときには、サービスの対価の支払額を減額するものとする。	f設計説明会で提出された意見を踏まえ、本区は、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲で、事業者に対して当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加費用（設計費用及び建設工事費の他、将来の維持管理費等）が発生する場合は、本区が当該費用を負担するものとする。費用の減少が生じたときには、サービスの対価の支払額を減額するものとする。

様式集及び作成要領 新旧対象表

N o	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
7	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 1) 共通	全体配置は、敷地を有効活用するものとし、敷地全体のバランスや 維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、 <u>以下の項目に</u> 留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。	全体配置は、敷地を有効活用するものとし、敷地全体のバランスや 維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、 <u>次の項目に</u> 留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。
8	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 1) 共通	また、世田谷区立公園条例上の建ぺい率と施設規模の関係から、図 2-1断面ゾーニング（参考）のように、地下1階から1階までを建築 基準法上の地階扱いとすることを想定している。	また、世田谷区立公園条例上の建ぺい率と施設規模の関係から、 <u>下 記の断面ゾーニング（参考）</u> のように、地下1階から1階までを建築 基準法上の地階扱いとすることを想定している。
9	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 1) 共通	a「世田谷区興行場に関する条例（昭和59年9月28日条例第47号）」 に適合する計画とすること。	a世田谷区興行場に関する条例（昭和59年9月28日条例第47号）に適 合する計画とすること。
10	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 2) 利用者エリア ア 共通	a 利用者エリアは、アリーナ、器具庫、観覧席・通路、更衣室 (男)、更衣室(女)、更衣室(他対応)、トレーニングルーム、 スタジオ、多目的室(大)、多目的室(小)、会議室、浴室で構成 されるものとする。	利用者エリアは、アリーナ、器具庫、観覧席・通路、更衣室 (男)、更衣室(女)、更衣室(他対応)、トレーニングルーム、 スタジオ、多目的室(大)、多目的室(小)、会議室、浴室で構成 されるものとする。
11	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 2) 利用者エリア ス浴室	a「公衆浴場法」や「公衆浴場における衛生等管理要領」、「世 田谷区公衆浴場法施行条例（平成24年3月6日条例第16号）」等に適合 した計画とすること。	a公衆浴場法（昭和23年法律第139号）や公衆浴場における衛生等管 理要領、世田谷区公衆浴場法施行条例（平成24年3月6日条例第16 号）等に適合した計画とすること。

様式集及び作成要領 新旧対象表

N o	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
12	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 2) 利用者エリア ス浴室	g 浴室内に軽運動が可能なスペース、ヨガマット等を配置するこ と。	g 軽運動が可能なスペース、ヨガマット等を配置すること。
13	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 4) 共用エリア 力駐車場	b50台程度駐車可能な計画とし、5台程度は車いす利用者用、5台程 度を思いやり駐車スペース（駐車マス幅2.7m以上3.0m以下）として 確保すること。	b50台以上駐車可能な計画とし、5台程度は車いす利用者用、5台程 度を思いやり駐車スペース（駐車マス幅2.7m以上3.0m以下）として 確保すること。
14	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第3節建築（体育館）に 係る設計業務 4. 設計業務対象施設に 係る要件 (1) 体育館（スポーツ機 能） 4) 共用エリア 力駐車場	e荷捌きスペースやスロープの降り際等で、25台程度増設可能なス ペースを確保すること。	e荷捌きスペースやスロープの降り際等で、25台以上増設可能なス ペースを確保すること。 <u>ただし、bで示す駐車スペースとあわせて 75台以上確保できれば、増設可能なスペースは25台未満でも可とす る。</u>
15	様式集（エクセル編）		M-1					第2章設計業務 第4節公園（広場等・そ の他屋外建築物）に係 る設計業務 3. 設計業務対象施設に 係る要件 (5) 防災機能 1) 防災広場	b防災広場地上面は災害時の避難活動・活動拠点として利用するた め、構造物（防災に資する施設を除く）の設置を不可とする。	b防災広場地上面は災害時の避難活動・活動拠点として利用するた め、構造物（防災に資する施設を除く）の設置を不可とする。
16	様式集（エクセル編）		M-1					第3章建設業務 第1節建設業務総則 1. 業務の対象範囲	既存施設の撤去業務として事業予定地の既存杭（本施設の整備に伴 い必要な箇所）、擁壁、仮囲い等の解体・撤去、既存樹木の伐採等 を必要に応じて行うものとする。	既存施設の撤去業務として事業予定地の既存杭（本施設の整備に伴 い必要な箇所）、擁壁、仮囲い等の解体・撤去、既存樹木の伐採等 を必要に応じて行うものとする。 <u>本区が想定する既存擁壁の現況に ついては「資料21擁壁現況平面図及び擁壁詳細図」を参照するこ と。</u>
17	様式集（エクセル編）		M-1					第3章建設業務 第3節建築（体育館）に 係る建設業務 1. 既存施設の撤去業務	a既存施設の概要は、「資料11樹木調査結果」、「閲覧資料4世田谷 区上用賀公園拡張事業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。	a既存施設の概要は、「資料11樹木調査結果」、「 <u>資料21擁壁現況 平面図及び擁壁詳細図</u> 」、「閲覧資料4世田谷区上用賀公園拡張事 業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。

様式集及び作成要領 新旧対象表

N o	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
18	様式集（エクセル編）		M-1					第3章建設業務 第3節建築（体育館）に 係る建設業務 2. 着工前業務 （1）各種申請業務	建設工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないよう に実施すること。	建設工事に伴う各種手続き等を、事業スケジュールに支障がないよ うに実施すること。
19	様式集（エクセル編）		M-1					第3章建設業務 第3節建築（体育館）に 係る建設業務 4. 建設業務遂行に必要 な関連業務 （2）完成時業務 1) 自主完成検査及び完 了検査 イ本区の完了検査	本区は、事業者による自主完成検査終了後に、世田谷区契約事務規 則に基づく完了検査、中間確認、出来形確認を実施する。完了検査 は工事が完了した際に行うものとする。中間確認の確認項目及び確 認実施時期等については別途指示する。	本区は、事業者による自主完成検査終了後に、世田谷区契約事務規 則に基づく完了検査、中間検査、出来形確認を実施する。完了検査 は工事が完了した際に行うものとする。中間検査の検査項目及び確 認実施時期等については別途指示する。
20	様式集（エクセル編）		M-1					第3章建設業務 第3節建築（体育館）に 係る建設業務 4. 建設業務遂行に必要 な関連業務 （2）完成時業務 1) 自主完成検査及び完 了検査 イ本区の完了検査	b本工事の技術確認については、検査員が行い、その合否を判定す る。	b本工事の技術検査については、検査員が行い、その合否を判定す る。
21	様式集（エクセル編）		M-1					第3章建設業務 第3節建築（体育館）に 係る建設業務 4. 建設業務遂行に必要 な関連業務 （2）完成時業務 1) 自主完成検査及び完 了検査 イ本区の完了検査	d事業者は、本区の行う完了検査の結果、是正・改善を求められた 場合、速やかにその内容について是正し、再確認を受けること。な お、再確認の手続きは完了検査の手続きと同様とする。	d事業者は、本区の行う完了検査の結果、是正・改善を求められた 場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。な お、再検査の手続きは完了検査の手続きと同様とする。
22	様式集（エクセル編）		M-1					第4節公園（広場等・そ の他屋外建築物）に係 る建設業務	二	1. 既存施設の撤去業務 a既存施設の概要は、「資料11樹木調査結果」、「資料21擁壁現況 平面図及び擁壁詳細図」、「閲覧資料4世田谷区上用賀公園拡張事 業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。 b着手の前に解体工事計画書を作成し、本区の承諾を受けること。 c周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うこと。 騒音、振動、排気ガス等の低減を図る等周辺環境保全に努めるこ と。 ※以降、項番を繰り下げ
23	様式集（エクセル編）		M-1					第4章工事監理業務 第1節工事監理業務総則 1. 業務の対象範囲	事業者は、実施設計図書、建設工事請負契約書、要求水準書、応募 時の提案書類に基づき、本施設（民間収益施設を除く。）（本章に おいて、以下同じ。）の工事監理を行うこと。	事業者は、実施設計図書、工事監理業務委託契約書、要求水準書、 応募時の提案書類に基づき、本施設（民間収益施設を除く。）（本 章において、以下同じ。）の工事監理を行うこと。

様式集及び作成要領 新旧対象表

N o	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
24	様式集（エクセル編）		M-1					第4章工事監理業務 第1節工事監理業務総則 2. 業務期間	工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき建設工事請負契約書に定めるものとする。 本施設の工事監理業務の期間は建設業務と同等とする。	工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき工事監理業務委託契約書に定めるものとする。 本施設の工事監理業務の期間は建設業務と同等とする。
25	様式集（エクセル編）		M-1					第4章工事監理業務 第2節共通事項 1. 基本的な考え方	b 建設工事請負契約書に定められた本施設の建設のために必要となる業務は、建設工事請負契約書において本区が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。	b工事監理業務委託契約書に定められた本施設の建設のために必要となる業務は、工事監理業務委託契約書において本区が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
26	様式集（エクセル編）		M-1					第4章工事監理業務 第3節建築（体育館）に係る工事監理業務	事業者は、実施設計図書、建設工事請負契約書、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設の「第3章 建設業務」にて実施する工事・業務内容について、工事監理を行うこと。	事業者は、実施設計図書、工事監理業務委託契約書、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設の「第3章 建設業務」にて実施する工事・業務内容について、工事監理を行うこと。
27	様式集（エクセル編）		M-1					第4章工事監理業務 第3節建築（体育館）に係る工事監理業務 1. 工事監理業務	d建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。	d必要となる関係官庁への建築確認申請等に伴う検査、許認可申請、報告、届出等、その必要図書の作成及び手続きは、事業者の経費負担により実施する。
28	様式集（エクセル編）		M-1					第4章工事監理業務 第4節公園（広場等・その他屋外建築物）に係る工事監理業務	事業者は、実施設計図書、建設工事請負契約書、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設の「第3章 建設業務」にて実施する工事・業務内容について、工事監理を行うこと。	事業者は、実施設計図書、工事監理業務委託契約書、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設の「第3章 建設業務」にて実施する工事・業務内容について、工事監理を行うこと。
29	様式集（エクセル編）		M-1					第4章工事監理業務 第4節公園（広場等・その他屋外建築物）に係る工事監理業務 1. 工事監理業務	d建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。	d必要となる関係官庁への建築確認申請等に伴う検査、許認可申請、報告、届出等、その必要図書の作成及び手続きは、事業者の経費負担により実施する。
30	様式集（エクセル編）		M-1					第5章維持管理業務 第8節警備保安業務 1. 防犯・警備業務	b体育館及び多目的広場の開館・開場時間外は、業務従事者等が定期的に本施設の広場等の屋外を巡回し、異常が発生したときは本区及び関係機関へ通報・連絡を行うための体制を整えること。	b体育館及び多目的広場の開館・開場時間外（体育館の休館日を含む。）は、業務従事者等が定期的に本施設の広場等の屋外を巡回し、異常が発生したときは本区及び関係機関へ通報・連絡を行うための体制を整えること。
31	様式集（エクセル編）		M-1					第5章維持管理業務 第8節警備保安業務 1. 防犯・警備業務	c体育館の休館日等、施設が無人となる際においては、施設の利用区分やセキュリティラインを踏まえた機械警備を基本とし、必要に応じて有人警備を行うこと。	c体育館の休館日等、施設が無人となる際においては、体育館内の警備は施設の利用区分やセキュリティラインを踏まえた機械警備を基本とし、必要に応じて有人警備を行うこと。

様式集及び作成要領 新旧対象表

N o	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
32	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第1節運営業務総則 1. 業務の対象範囲	事業者は、運営業務仕様書、年間業務計画書、統括管理業務委託契約書及び指定管理に係る協定、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設（民間収益施設を除く。）（本章において、以下同じ。）の利用者に適切なサービスを提供するとともに、より効率的な施設運営ができるよう、 <u>以下の内容</u> の運営業務を実施すること。	事業者は、運営業務仕様書、年間業務計画書、統括管理業務委託契約書及び指定管理に係る協定、要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設（民間収益施設を除く。）（本章において、以下同じ。）の利用者に適切なサービスを提供するとともに、より効率的な施設運営ができるよう、 <u>次の内容</u> の運営業務を実施すること。
33	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第1節運営業務総則 7. 業務遂行上の留意事項 (8) 苦情・事故対応	事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本区に速やかに報告し、対応について協議すること。	事業者の運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本区に速やかに報告し、対応について協議すること。
34	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第3節開園準備業務 2. 広報活動及び予約受付業務	a事業者は、運営開始日より各種大会やイベント、関係団体や一般団体等による利用が行われるよう、 <u>設計が終わった段階から十分な広報・宣伝活動を行うこと。</u>	a事業者は、運営開始日より各種大会やイベント、関係団体や一般団体等による利用が行われるよう、 <u>十分な広報・宣伝活動を行うこと。</u>
35	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第4節施設運営業務 2. 総務業務 (1) 業務報告書（月次・年間）の作成	a事業者は、事業期間中、 <u>以下に示す事項</u> を記載した毎事業年度の業務報告書（月次・年間）を作成し、月次業務報告書は翌月10日まで、年間業務報告書は毎年度の末日の翌日から起算して60日以内に本区に提出すること。 ・運営業務の実施状況 ・利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由 ・利用料金の収入実績 ・管理経費の収支状況 ・自主事業の実施状況 ・自主事業の収支状況 ・その他、本区が指示する事項	a事業者は、事業期間中、 <u>次に示す事項</u> を記載した毎事業年度の業務報告書（月次・年間）を作成し、月次業務報告書は翌月10日まで、年間業務報告書は毎年度の末日の翌日から起算して60日以内に本区に提出すること。 ・運営業務の実施状況 ・利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由 ・利用料金の収入実績 ・管理経費の収支状況 ・自主事業の実施状況 ・自主事業の収支状況 ・その他、本区が指示する事項
36	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第4節施設運営業務 4. 予約受付・使用許可業務	eキャンセルの受付は、けやきネット上で行うこと。キャンセル料の扱いは <u>以下のとおり</u> とし、利用料通知書に記載し徴収すること。ただし、利用日当日のキャンセルについては、電話又は窓口で直接受け付けること。なお、多目的広場に限り、天候不良（雨天、猛暑等）を理由とする当日キャンセルについてはキャンセル料の徴収を行わないこと。猛暑とは、熱中症警戒アラート又は暑さ指数31以上が環境省より発表された場合を指す。	eキャンセルの受付は、けやきネット上で行うこと。キャンセル料の扱いは <u>次のとおり</u> とし、利用料通知書に記載し徴収すること。ただし、利用日当日のキャンセルについては、電話又は窓口で直接受け付けること。なお、多目的広場に限り、天候不良（雨天、猛暑等）を理由とする当日キャンセルについてはキャンセル料の徴収を行わないこと。猛暑とは、熱中症警戒アラート又は暑さ指数31以上が環境省より発表された場合を指す。
37	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第5節駐車場運営業務 (1) 基本事項	b事業者の提案により、駐車場の管理運営に必要な駐車場管制装置、料金徴収装置を事業者の負担で設置することが可能である。	b事業者の提案により、駐車場の管理運営に必要な駐車場管制装置、料金徴収装置を設置することが可能である。

様式集及び作成要領 新旧対象表

N o	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
38	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第6節料金徴収業務	c団体利用に対する利用料金の料金徴収については、けやきネットを通して実施し、2ヶ月に1度、前月、前々月分の施設使用料通知書を利用者へ送付し、徴収すること。施設使用料通知書の仕様は以下のとおりとする。 ・施設使用料通知書サイズ：横13インチ×6インチ ・紙質：圧着はがき色：2色	c団体利用に対する利用料金の料金徴収については、けやきネットを通して実施し、2ヶ月に1度、前月、前々月分の施設使用料通知書を利用者へ送付し、徴収すること。施設使用料通知書の仕様は次のとおりとする。 ・施設使用料通知書サイズ：横13インチ×6インチ ・紙質：圧着はがき色：2色
39	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第7節地域連携業務 2. 地域住民等との連携体制の構築業務	本施設を拠点とし、地域住民、利用者、地域組織、大学等と連携した活動による地域コミュニティ形成、各種活動を実施することにより、地域との協働による地域の活性化及び本施設の持続可能な維持管理・運営を目指していくため、以下の業務を実施すること。	本施設を拠点とし、地域住民、利用者、地域組織、大学等と連携した活動による地域コミュニティ形成、各種活動を実施することにより、地域との協働による地域の活性化及び本施設の持続可能な維持管理・運営を目指していくため、次の業務を実施すること。
40	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第8節自主事業（任意）	自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意して計画を行うこと。	自主事業の実施にあたっては、次の点に留意して計画を行うこと。
41	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第9節提案施設の運営（任意）	事業者は、本事業の目的に即し、公共施設としての役割を充足する機能等を有する施設を本施設における「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。	事業者は、本事業の目的に即し、公共施設としての役割を充足する機能等を有する施設を本施設における「提案施設」として、本事業の提案限度額の範囲内で提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。
42	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第9節提案施設の運営（任意）	提案施設の運営の実施にあたっては、以下の点に留意して運営を行うこと。	提案施設の運営の実施にあたっては、次の点に留意して運営を行うこと。
43	様式集（エクセル編）		M-1					第6章運営業務 第9節提案施設の運営（任意） d	利用料金の設定にあたっては、世田谷区立上用賀公園運動場条例（令和7年9月30日条例第97号）の改正が必要であること、本施設や区有施設の利用料金の設定を配慮したうえで提案すること。	利用料金の設定にあたっては、世田谷区立上用賀公園運動場条例の改正が必要であること、本施設や区有施設の利用料金の設定を配慮したうえで提案すること。
44	様式集（エクセル編）		M-1					第7章 民間収益施設（付帯事業）（任意）	h事業者は、民間収益施設の設置にあたって、本区から行政財産の使用許可及び設置管理許可を取得するものとし、世田谷区立公園条例（昭和33年4月11日条例第4号）に基づく使用料を支払うこと（表1-6参照）。なお、設置管理許可を取得した事業者はその権利を譲渡し、又は転貸してはならず、事業者と出店者等とのテナント（賃貸借）契約は不可とする。	h事業者は、民間収益施設の設置にあたって、本区から行政財産の使用許可及び設置管理許可を取得するものとし、世田谷区立公園条例に基づく使用料を支払うこと（表1-6参照）。なお、設置管理許可を取得した事業者はその権利を譲渡し、又は転貸してはならず、事業者と出店者等とのテナント（賃貸借）契約は不可とする。
45	様式集（エクセル編）		M-1					第7章 民間収益施設（付帯事業）（任意）	i民間収益施設の着工時から民間収益施設を設置する区域が都市公園として供用される日までの期間は、行政財産の使用許可（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項）によるものとし、世田谷区行政財産使用料条例（昭和39年3月28日条例第11号）に基づく使用料は免除とする。行政財産使用許可は、民間収益施設の着工時から1年とし、更新は可能とする。	i民間収益施設の着工時から民間収益施設を設置する区域が都市公園として供用される日までの期間は、行政財産の使用許可（地方自治法第238条の4第7項）によるものとし、世田谷区行政財産使用料条例に基づく使用料は免除とする。行政財産使用許可は、民間収益施設の着工時から1年とし、更新は可能とする。

※表記の統一等、内容の変更を伴わない軽微な修正は掲載を省略している。